

## 2014年度海外研修F3コース報告（第8回）

——アジアの知的財産事情の研修——

2014年度海外研修団(F3)\*



**抄 録** 海外研修F3コースは、1999年にスタートして今回で8回目を迎えることになった。本コースは、研修生による自主企画訪問型の研修であり、研修団は、「中国での権利活用」を学習テーマとする中国Aグループ、「中国における知財・他社対策」を学習テーマとする中国Bグループ、「日本企業のグローバル事業展開における韓国での知財課題等に関する研究」を学習テーマとする韓国グループ、「日本企業が台湾に出願する意義の研究」を学習テーマとする台湾グループに分かれて事前学習を行った。現地研修においては、事前学習に基づいて選定した、現地政府機関、大学、企業および現地特許（法律）事務所を訪れ、各訪問先の多大なご協力の下で、学習テーマについての理解を深め、有意義な成果を得ることができた。

### 目 次

1. はじめに
2. 研修成果の報告
  2. 1 中 国
  2. 2 韓 国
  2. 3 台 湾

3. おわりに
4. 団長講評
5. 研修日程及び研修参加者

\* The JIPA Overseas Trainee Tour Group F3 ('14)

## 1. はじめに

本コースは、中国・韓国・台湾の知的財産事業に役立つ研修を会員各社に提供する目的で開催された、研修生による自主企画訪問型の研修である。

事前研修・現地研修・事後研修の3段階からなり、研修団は、団長、研修生、事務局の総勢21名で構成されている。

本研修は、研修生が中国A（7名）、中国B（7名）、韓国・台湾（5名）の3グループにわかれ、事前研修で自ら学習し、疑問点・問題点をもとに各国・地域での訪問先、質問事項を決め、現地研修に基づき理解を一層深めるとともに、現地で得た知識をもとに事後学習で理解を深めるよう構成されている。

現地研修では、中国（北京）、韓国（ソウル、大田）、台湾（台北）を11日間の行程で訪問し、それぞれの国・地域の文化、知的財産の状況に直接触れ合うことで、より実務に近い有意義な情報・成果を得ることができた。

以下に今回の研修を通じて、研修生が得た成果を報告する。

## 2. 研修成果の報告

### 2.1 中国

#### (1) 狙いおよび訪問先

事前学習において、中国における積極的な権利活用をテーマとするAチームと、権利侵害や他社知財活動への対策をテーマとするBチームが、それぞれの観点から重要な情報を得られると考える訪問先を選定、議論の末、以下の訪問先を決定した。なお、北京市高等人民法院及び中級人民法院は、訪問先には挙がったものの、知識産権法院稼働の準備で都合がつかず、訪問がかなわなかった。

#### 1) 国家知識産権局（SIPO）

SIPOでは、国際合作司5名の実務担当者（特許審査官、実用新案審査官）と意見交換した。

#### ①早期権利化の仕組み

中国では、日本や米国などの審査結果を利用するPPH（審査ハイウェイ）、PCT出願の審査結果を利用するPCT-PPHのプログラム試行中である。2014年6月30日時点のPPH受理件数は、PPH：7,508件、PCT-PPH：1,638件であり、その6割以上が日本からのものである。権利化までの期間については現在集計中とのことで、PPHの有効性については、検証にもう少し時間が必要である。

日本の「まとめ審査」のような制度はない。そもそも案件は各審査官に機械的にランダムに振り分けられており、審査の効率よりも公平性を重視し、現時点では導入していない。

#### ②実用新案権の現状

2014年1月～9月の出願件数は約58万件（昨年比▲6.1%）。新規性の審査が強化されたことが、出願増の歯止めの一因との見解であった。

#### ③情報提供制度の運用

一定数の利用実績はあるが、統計データはなく採用率などの実数は不明。情報提供の内容は包袋には入れるが、出願人への開示予定はない。

#### 2) 日本貿易振興機構（JETRO）北京事務所

JETROの北京事務所を訪問し、まず、中国で摘発された模倣品を展示するニセモノ展示館を見学した後、質疑応答を行った。主な質疑応答の内容は、模倣品対策、技術流出対策、及び税関における知的財産保護で、特に税関における知的財産保護については、以下を確認することができた。

- ・税関で侵害品が発見された場合、侵害品は3日間保管され、その後解放される
- ・侵害発見の権利対象は主に商標権
- ・化学組成物等の特許権についての侵害成否を税関で判断することは稀
- ・企業と税関との連携については、中国IPG

主催（JETRO取纏め）の侵害発見セミナーに企業側の担当者が参加すべき

### 3) LENOVO北京本部

LENOVOは、IBMのPC事業部、モトローラのスマホ部門を買収し、PC、スマホモバイル部門で世界シェア3位、中国シェア1位の企業である。また、中国政府から知財優良企業として評価され、審査官の研修を受入れている。

LENOVO北京の知財センターは、国内の出願・権利化を担当し、“事業拡大の安全を保障する”との知財方針のもと、2010年から各部門で「パテントデー」を導入し、100回/年以上実施する部門もある。また、発明奨励制度の充実等を行った結果、2009年の発明提案数460件、特許・実用新案出願件数339件が、2013年には発明提案数10,298件、特許・実用新案出願件数3,175件に増加した。発明提案の国内・外への出願可否を80人からなる委員会では評価している。

また、特許権による製品保護を重視しており、模倣品については法務部門と連携して対策を行っている。



LENOVO北京本部のPatent Wall

### 4) 清華大学

中国の大学と企業との連携について調査するため、清華大学を訪問した。清華大学は国内外の企業との共同研究を多数行っている総合大学

で、特にエネルギー、環境、情報、医学及び材料分野で活発に交流を行っている。研究開発費は7億米ドル（企業40%、政府60%）で国内トップクラスである。

#### ・共同研究の推進について

大学と企業との連携体制はマサチューセッツ工科大学をモデルにしており、国内140社、海外40社と連携している。

#### ・発明の管理と帰属について

海外企業との共同研究では権利は共有として将来的に大学が実施料を受領することが主である。出願の費用負担や海外出願国等に関しては基本的には契約によって予め定めるが、市場の動向等に応じて“双方協議のうえ定める”とすることもある。

中国において職務発明は使用者等に帰属すること、対価支払いが法律に定められている。清華大学では、法律で規定された額よりも高額な報酬を設定している。

### 5) 特許事務所

北京集佳知識産権代理有限公司、及び北京林達劉知識産権代理事務所を訪問した。いずれも大手の総合法律事務所で日本企業の案件も数多く取り扱っており、日本の実務とも対比の上、多岐に亘る情報を得ることができた。

特に、今回の中国現地研修では当初希望していた司法機関への訪問が実現しなかったため、裁判実務に関して得られた両事務所からの情報、コメントは貴重なものであった。

### 6) 中国技術交易所 (CTEX)

CTEXは2009年に設立された国営の機関であり、技術取引、科学融資、情報提供等のサービスを提供している。

技術取引のサービスの1つに特許オークションがあり、2013年度の総売上げは2億円に達している。

最近の特許オークションの動向としては以下の点があげられる。

- ・インターネット・オークションが主流
- ・競争入札と比べると、即決価格での入札のほうが取引成功率が高い
- ・1件当たりの取引成立金額の最高額は120万元、最低額は1万元
- ・買い手としては中国企業が多い

## (2) テーマ学習結果 (中国Aグループ)

中国における権利活用においては、証拠の信頼性、権利行使ルートを選択などが重要なポイントとなるため、これらの点を中心に述べる。

### 1) 証拠収集

中国では、証拠の信頼性が厳格に判断されるため注意を要する。相手方の侵害行為を示す証拠を客観的に証明する必要があり、公証機関、第三者鑑定機関などを活用しなければならない。

権利行使の手段としては、警告、交渉、行政摘発、訴訟などが挙げられるが、確保できた情報・証拠により対応方針の検討が為されるため、準備段階から弁護士の指導のもと、調査会社(正式には「コンサルティング会社」)を利用し証拠を収集するのが良い。

調査会社の情報は、例えば、盗聴のような行為での入手は違法だが、偽名であっても相手と直接交渉して入手した情報は違法とされないため、裁判で活用することが出来る。ただし、その情報の信頼性が問われることが多くあるため、証拠品の入手や解析等の際には公証機関の立会いを要する。

### 2) 第三者鑑定機関

中国での裁判において、鑑定書を証拠として用いる場合、最高人民法院から認められた司法鑑定資格を有する第三者鑑定機関(以下、「鑑定機関」という。)が発行した鑑定書は、他の機関や個人が発行したものより証拠能力が高く、認められる可能性が高い。日本や中国の弁護士、弁理士が作成した鑑定書も使用は出来る

が、証拠能力は低い。よって、鑑定書を用いる際は、採用する鑑定機関の資格を確認することが重要である。

また、鑑定機関によっても裁判官の心証が多少異なり、北京地域での鑑定機関の結論は相対的に心証が高い、国家知識産権局代理人協会が請け負う「紫図鑑定センター」が鑑定機関として採用されることが多い等、より具体的な情報も得ることが出来た。

中国での裁判においては、鑑定機関の選択が重要なポイントとなると考えられる。

### 3) 権利行使

権利行使を行う際には、前述の証拠確保の実現性の他、権利の安定性、抗弁の可能性、相手方の権利・経営状況・信用度・侵害規模を確認の上、権利行使の手段について、メリット/デメリットを総合的に勘案して選択することが重要である。知識産権局、工商行政管理局、質量技術監督局、公安部、税関総署等の行政機関による行政摘発では、訴訟に比べ証拠収集の点、早期かつ安価な解決を実現できる点で特にメリットがある。但し、損害賠償請求が不可能である点、地方保護色の懸念、担当官の精通度等に注意を要する。税関における差押えでは、98%以上が商標権侵害品で、特許権侵害品は稀である。特に見た目で侵害判定しにくい化学品等の差押えは容易ではなく、人民法院への提訴や司法押収申請が必要となる点に注意を要する。

### 4) 裁判・法改正動向等

中国では自国産業保護、地方保護等の影響が指摘され、日系企業など外国企業にとっては北京又は上海での訴訟提起が有効とされる。しかし、徐々にそのような影響が従来に比して薄れつつあることを感じさせる裁判例も増えている。

和解については、日本と同様、中国においても推奨されており、和解率は、中国企業同士の訴訟であるか中国企業と外国企業との訴訟であるかに関わらず、凡そ3割以上である。

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

なお、中国特許法の第4回の改正は、証拠を取得しにくいという問題の解決を図るべく、行政機関、裁判所に、より大きな証拠調査・事実上の推定の権力を与える方向で検討されている。また、知識産権法院は2014年11月に北京で始動し、上海、広州でも順次始動予定である。

### (3) テーマ学習結果 (中国Bグループ)

中国Bグループでは、「中国における知財・他社対策」を学習テーマとし、「他社の知財活動および悪意ある第三者から自社の事業を守る」との視点から検討を行った。特に、模倣品対策、技術流出対策、他社の実用新案権への対策について有益な情報を得るべく、中国現地企業を含めた訪問先を選定し、各訪問先別に質問事項を吟味して現地研修に臨んだ。

#### 1) 模倣品対策

中国政府は、模倣品流通は中国経済にとって負と考え、引き続き模倣品対策に力を入れている。一方で、模倣品業者の手口も巧妙化しており、改良品を作成してその知財権を取得しているなど、取締りが一層困難になっている。また、模倣品のインターネット取引が増えており、近年それに関する知財取締規定が制定された。

模倣品の摘発は、摘発の権限のある行政機関に証拠を示し、該機関による自主摘発を促すのがよい。ここで証拠は、侵害の蓋然性が高ければ足りる。なお、外国企業による行政摘発申請時の書類審査が厳しくなっており、留意する必要がある。第四次専利法改正にて更なる権限強化を検討中であり、摘発の容易化が期待される。

証拠収集につき、特に企業間取引品や工場内機器など市場に出回らないものについては、調査会社の利用がある。調査会社の報告書は、行政摘発申請の証拠としては十分利用できる。トラップオーダーによる模倣品の入手に違法性はないが、侵害品に導くような発注をしないよう留意する。また、弁護士統率の下で調査会社を

利用すること、および裁判での証拠能力確保のため、証拠品の入手や解析に際しては、公証が必須であることは上記(2)1)で述べた通りである。

#### 2) 技術流出対策

現地企業と秘密保持契約を結ぶ際には、事前に相手企業の方針、管理体制を確認し、相手企業から流出する危険度を把握する必要がある。そして、契約の条項に秘密情報の開示範囲の制限、報告義務、ライセンス終了後の資料や製品の破棄及び返還等の項目を設ける他、秘密責任を個人だけでなくライセンシーにも負わせるよう明記することも効果的である。ただし、ライセンシーによる改良発明の出願禁止や無償譲渡など、不合理な契約は「技術輸出入管理条例」に反する可能性があることに留意する必要がある。

また中国では営業秘密の「秘密管理性」は厳しく問われず、秘密保持契約を結び守秘処置をとってさえいれば刑事責任を問うこともできるため、提供する図面、資料に「秘密」と会社名を記載し公証人を介して渡す等して秘密保持義務の発生を示すあらゆる証拠を残すことが有効である。

何よりも技術流出を生じさせない環境構築が重要であり、情報開示時にはコア技術のブラックボックス化や委託先を分散化することで完成した技術情報を相手に供与しないようにする他、現地法人従業員に対しては守秘契約違反時の刑事罰を具体的に説明することで漏洩の自戒を促すことや、LENOVOのように重要プロジェクトに関して別途に秘密保持契約を結ぶ、快適な労働環境を提供することによって技術者の流出を防ぐなどの対策も有効である。

#### 3) 実用新案

中国の実用新案は大量の公知技術が出願・登録され、海外から問題視されていたが、これを見直すべく「専利審査指南」が修正され、初歩

審査において、実用新案出願が明らかに新規性を具備しないか否かについて審査することが明示された。2014年の実用新案受理件数は868,511件（前年比－3％）であり、今後、公知技術の出願・登録は減少していくと思われる。

とはいえ、実用新案の進歩性の判断基準は特許よりも低く、一旦権利化された実用新案の無効化は容易ではない。LENOVO北京本部では、権利の保護期間および安定性の観点から実用新案よりも特許を重視しているが、他社の実用新案の動向には重大な関心を持ち、リスク分析も行っている。

引き続き中国実用新案の監視は必要である。

#### 4) まとめ

これまで述べてきた上記1)～3)の課題は、中国国内でも問題視されており、法整備や対策が進んでいる。一方、模倣の手口は巧妙化し、技術流出に関しても日本企業と現地企業との関わり方が多様化している。今後も継続して中国最新動向に注視する必要がある。

## 2. 2 韓 国

### (1) 狙いおよび訪問先

日本の韓国への輸出総額と特許出願数は世界第3位、直接投資金額は第2位であり<sup>1)</sup>、韓国は日本にとって事業進出先として、また知財アクティビティの面で注目すべき国である。そこで韓国に進出する日系企業の関心が高いと思われる次の事項について現地訪問を交えて検討した。

- ・韓国政府の「創造経済」実現に向けた取組
- ・韓国グローバル企業の特許出願動向
- ・知財関連法の制度及び運用上の課題
- ・営業秘密に関する知財課題

#### 1) 特許事務所

- ・金・張 法律事務所

1973年設立。3,000名のスタッフが知財権や企業法務、訴訟、公正取引等の様々な分野に対応。知財専門グループは弁理士200名、弁護士

50名、専門スタッフ550名を擁し、顧客の母国語での対応や、弁理士と弁護士が協働する訴訟業務等を強みとする。なお本研修では公的機関訪問に際しコーディネーターを務めて頂いた。

- ・YOU ME 特許法人

1981年設立。62名の弁理士及び弁護士、200名の技術専門スタッフが知財分野の法律サービスを展開。米国ワシントンD.C.に業務提携先を有する。年間3,000件以上の特許出願のうち日本案件は30%で日本企業との関わりが深い。

#### 2) 日系企業向け現地機関

- ・日本貿易振興機構（JETRO）ソウル事務所

1967年に設立。日韓FTAの早期締結と日韓経済産業協力の維持・強化を目的とした様々な活動の一環で、韓国進出のための情報提供や知的財産保護の取組など各種ビジネス支援を行う。

- ・ソウルジャパンクラブ（SJC）

1997年にソウル日本人会、ソウル商工会、JV（ジョイントベンチャー）会が合併して発足。在韓日系企業等で構成。事業推進上の隘路事項解決を目指した韓国政府への建議事項の提出、知的財産委員会や各種産業分野別委員会による情報交換会等を行う。

- ・韓国IPグループ（韓国IPG）

在韓日系企業からなる民間団体で2010年のIPグループ懇談会を契機に結成。SJC建議事項の提出や韓国特許庁との意見交換を通じた政府への働きかけ、模倣品対策セミナーの企画運営、関係機関への情報提供等を行う。

#### 3) 公的機関

- ・特許庁（KIPO）

知識經濟部（現「産業通商資源部」）の外庁に属し、審査局と特許審判院、また傘下に特許情報サービスを運営する韓国特許情報院がある。今回は知財政策推進の各署担当官と面談した。

- ・特許法院

1998年設立。特許審決取消訴訟を専属管轄する。4部構成の各裁判部に判事、補佐官、技術

審理官を配置。今回は法院長による特許法院の取組の紹介と、裁判長との面談が実現した。

・ソウル高等法院

2つの知財専門部からなり、特許権等侵害訴訟の控訴審を扱う。今回は部長判事との面談が実現し、また法院内の施設を案内頂いた。

## (2) テーマ学習結果

### 1) 「創造経済」実現に向けた政府取組

2013年2月に誕生の朴政権は政策三本柱の一つに「創造経済」の実現を掲げた。これは想像力・創意性を科学技術とICT (Information and Communication Technology) で結び付け、新たな産業と市場を創出することを意味し、政府はこの推進のため「未来創造科学部」を新設、知的財産「創出」「保護」「活用」体系を先進化する国政課題を定めた。これを受けてKIPOは知的財産を基盤とする5か年戦略と具体的施策<sup>2)</sup>を示した。中でも日本企業にとって関心があると思われる次の3項目について検討した。

・審査待ち期間の短縮と審査品質の改善

従来KIPOは審査待ち (FA) 期間の短縮に取り組んでいたが、その弊害として審査品質の低下とそれに伴う特許無効化率の上昇などが生じたと言われている。そこで現政権はFA期間短縮と品質向上の両立を目指した。審査官増員と外部調査拡充により、審査官一人の年間処理件数を現状の254件から、2017年に126件へ半減、2012年の平均FA期間14.8か月を2015年に10か月以内へ短縮しつつ審査品質を向上させる。

その他の注目すべき取組にポジティブ審査の導入がある。審査において審査官が許可できる補正案を示すもので、現在トライアル段階だが、今後は目標件数を掲げて推進される。

・特許権侵害訴訟の集中管轄化

侵害訴訟と審決取消訴訟を異なる法院が管轄することで生じる両訴訟間の特許有効性に係る判決の矛盾、紛争解決の遅延解消を目的とする。

特許法院の設立目的は全訴訟の管轄による早期紛争解決と判決の一貫性確保だったが、今は一般法院が侵害訴訟を管轄し、これが判決の矛盾や解決遅延に繋がっている。現在58の地方法院と支院、5か所の高等法院、18の地方法院控訴部が管轄する侵害訴訟に関し、一審を大田とソウルの地方法院又は5か所の地方法院、二審を特許法院で集中管轄することを議論中。

・特許情報サービス (KIPRIS) 強化

KIPRISは日本のIPDL、欧州のESP@CENET、米国のPAIRに相当する知財情報提供サービスであり、12か国の特許、その他の知財情報が韓国語と英語で入手可能。更にインターネット公知情報 (Cyber Bulletin) や論文・標準技術文書等を入手できる非特許文献情報 (2014年2月以降、モバイル広帯域通信標準技術 (3GPP) の活用で提供範囲が拡大) が提供され、審査官も活用している。今後類似パテントサーチ (特許番号やユーザー作成文書から関連文献を自動検索するサービス) が開始される予定。

### 2) 韓国グローバル企業の特許出願動向

2013年の韓国内特許出願は20万件/年に達し、中国出願も増加する一方、サムスン電子やLG電子は近年、韓国や中国で出願数を減らし、欧米、特に米国への偏重傾向がみられる<sup>3)</sup>。サムスン電子は2005年に「No Patent, No Future」を掲げて特許経営革新を宣言後、2008年に「基盤技術を確保するなど質的経営を強化する」方

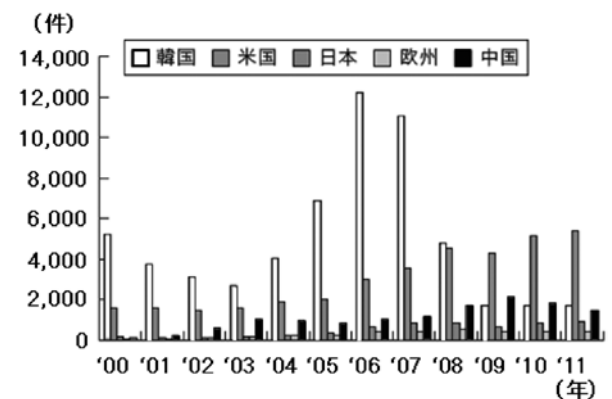


図1 サムスン電子の特許出願動向<sup>4)</sup>

針へ転換し出願数を半減させた。中国での特許出願は権利行使の有効性の点から減少の一方、デザイン関連の出願は「見てわかる」点で権利行使し易いため増えている。米国偏重傾向は市場規模要因と訴訟リスクへの対応の一環によると考えられた。

### 3) 知財関連法の制度及び運用上の課題

#### ・高い特許無効化率

韓国の特許無効化率は約60%と日本より高く<sup>5)</sup>、この状況は事業の安定性に係る懸念と、出願意欲の減退に繋がる。高い無効化率の原因に、審査官1人の処理件数が多く先行技術調査が不十分、無効審判や審決取消訴訟等で無効理由の追加機会が多い、特許法院の進歩性レベルが厳しい等がある。先進国に見合った無効化率とすべく、前記審査品質向上の取組がなされている。

#### ・特許権侵害訴訟における低い勝訴率

韓国での侵害訴訟の原告勝訴率は20%程度、損害賠償額も平均約350万円<sup>5)</sup>と権利者に有利とはいえない状況である。その要因に高い特許無効化率、侵害立証容易化規定がない、控訴率が低い等が考えられる。国家知識財産委員会で改善の必要性が議論されており、SJCも引続き建議事項とする意向で、今後政策動向が注目される。

### 4) 営業秘密に関する知財課題

#### ・秘密情報漏洩の取り組み

近年の営業秘密関連事件の増加と規模の拡大に対し、国家情報院の産業機密保護センターがモニタリングを、また産業技術流出捜査隊（警察）や先端犯罪捜査部（検察）が摘発を強化している。関連保護法には日本と同様の「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」と「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」があり、後者は国家核心技術に選定された分野に限定され、韓国内産業技術の不正流出からの保護を目的とするため、国外技術は対象外である。

#### ・大企業による中小企業の技術奪取行為

大手企業が優越的地位を利用して取引先の中小企業より営業秘密を奪取するケースが問題となっている。そこで下請取引公正化に関する法律12条の3（技術資料提供要求禁止等）に基づく公正取引委員会の指針が厳格化され、大企業が中小企業に技術開示を要求できる事由が製造委託の目的達成のため等に限定された。ただし下請け日本企業やその現地法人が中小企業基本法の「中小企業」に該当しないと適用されない。

#### ・韓国企業とのアライアンス

韓国企業とのアライアンスの際には、韓国企業は「同族・同胞経営が多い」「同業種の企業数が少ない」「人材流動が活発」等の認識が必要である。そのためアライアンス先とは秘密情報を明確に特定した秘密保持契約の締結が最低限必要である。

#### ・タイムスタンプや公証での営業秘密の証明

営業秘密保護センターの「営業秘密原本証明サービス」は、2014年10月迄に77,000件以上の利用がある。秘密情報の存在時点を証明するサービスで原本提出が不要のため、情報流出の危険がない。外国企業は現地法人名義であれば利用可能。大・中小企業協力財団による「技術任置制度」は、中核技術の資料原本を金庫に預けて当該技術を保護する制度である。外国企業の利用例はないが、日本の公証や民間タイムスタンプも同等の効力を有するとのこと。

### 5) まとめ

特許情報サービス強化は政府の審査品質向上策と相まって、特許性向上に寄与すると思われる。外国人の利用可能範囲の確認が必要である。

韓国グローバル企業の出願戦略の要点は、海外特許紛争に備えた欧米での特許品質向上と権利確保、新興国での権利行使の有効性を踏まえた知財経費配分の適正化と考えられた。

特許無効化率と侵害訴訟勝訴率は政策的に是正の方向だが、制度的に無効化リスクが日本よ



り高い。訴訟提起と共に、韓国特有の権利範囲確認審判を利用するのも手であろう。

営業秘密保護政策は国内産業保護に重きを置く。日本企業はこれを念頭に置き、適切な営業秘密保護策を選択し活用する必要がある。

## 2. 3 台 湾

### (1) 狙いおよび訪問先

2010年に台中間で两岸経済枠組協力機構の協定 (ECFA)、および海峡兩岸知的財産権保護協議 (IPR) が締結された。4年経過した現在、兩岸のゼロ関税品目は数百項目に及ぶ。

ECFAゼロ関税は、台湾に製造工場を持つ日本企業もその利益を享受可能である。また、IPRによって、優先権の相互承認、中国の全国専利代理人資格試験の台湾人への解放なども認められ、中国出願を見据えての台湾出願が重要な意味を持つようになってきた。

台湾での知的財産権取得の意義およびその権利活用について現状を学ぶべく、訪問先を選定し、情報を得たので以下に報告する。

#### 1) 經濟部智慧財産局

經濟部智慧財産局は、日本の特許庁に相当する行政機関である。今回、F3研修団との会談のために、局長自らご出席頂き、非常に有用な議論を行うことが出来た。

審査品質改善については、抜き取り検査を行



智慧財産局研修風景

い、担当審査官にフィードバックしている。その他代理人・出願人から審査結果について異議書を提出する窓口を設けており、提出された場合は、担当審査官の上司、部長が判断する。

#### 2) 智慧財産法院

第一法廷の見学、DVDによる説明の後、知的財産権の訴訟に関する内容を中心に、院長他3名と質疑応答を行った。

智慧財産法院の管轄範囲は、知的財産権に係わる民事訴訟案件の1審と2審、刑事訴訟案件の2審、及び行政訴訟案件の1審であり、15名の裁判官と13名の技術審議官が裁判に携わっている。

#### 3) 公益財団法人交流協会

經濟部主任および知的財産専門家の3名と、近年の台中関係を中心に質疑応答を行った。交流協会は、在外公館と同種の準公的な役割の他、知的財産分野においては、工商会知財委員会活動の協力支援や台湾当局への建議、近年では特に模倣品対策として日本企業と刑事警察大隊 (知的財産侵害事件の捜査を専門に扱う組織) との協力体制に尽力している。ホームページの台湾知的財産情報サイトは非常に資料が充実しており、是非ご参照いただきたい。

#### 4) 財政部関務署

知的財産権侵害物品の水際措置に対し権利者が取り得る方策を中心に、關務査緝組組長を始めとする職員6名と質疑応答を行った。知的財産権侵害物品の水際措置対象は、専利権・著作権・商標権であり、2014年10月からは、商標権および著作権の関連書類提出・保護申立て・申請後の進捗確認が可能なオンラインサービスを開始している。

#### 5) 特許事務所

台湾国際専利法律事務所 (TIPL0) および理律法律事務所を訪問した。TIPL0は、特許部、商標部、法律訴訟部等で構成された総合法律事務所である。理律法律事務所は、100名以上の

弁護士の他、多数の弁理士、特許技術者を擁する総合法律事務所である。両事務所はいずれも台湾で最大規模の総合法律事務所である。事前の質問事項に対して、両事務所とも詳細に回答して頂き、非常に有用な情報を得ることができた。

## (2) テーマ学習結果

### 1) AEP・PPH

2010年より台湾ではAEP（加速審査）が正式実施されてきた。一方で日本、米国との間でPPHも締結されている。そこで、台湾での権利を取得する上で、これらの制度の活用方法について検討を行った。

AEP制度の利用条件のうち、最も利用件数の多い申請事由1は、外国特許庁の特許査定に基づく申請である。この件数は制度開始の2010年には1,270件であったが年々減少し、2013年は約半分の670件に減少している。この理由は、AEP制度に加えてPPH制度が並存するようになったことにより、PPH制度を利用する場合が増加しているからである。

AEP制度の事由1の出願の平均許可率は約86%であり、全出願の平均許可率の約60%よりも高い。また、ある事務所で扱った出願のデータによれば、AEPの平均許可率は94%であり、PPHの平均許可率は97%とのことである。

次に、AEP及びPPHの活用方法について検討する。PPHとAEPの両方が適用可能な場合には、PPHを利用する方が好ましい。智慧財産局との会談においても、PPHはAEPよりも、審査スピード、登録率ともに高いとの結果があるとのことであり、早期権利化が可能である。一方、AEPはPPHに比べると若干登録率が低いとの結果があるものの、依然として全出願よりは審査スピード、登録率ともに高いとの結果があり、また、AEPの利点として、クレームを補正する必要がなく、1回目のOAの後であっても申請可能であるため、PPHが利用できる

場面では、AEPを積極的に利用する価値がある。

### 2) 実用新案

台湾では2013年1月に専利法が改正され、特許と実用新案を同時に出願し、特許査定時に特許を選択した場合には、実用新案権は最初から存在しないものとみなすものとなっていたが、2013年6月に法改正がなされ、実用新案権は特許公告日より消滅するという権利接続制度へと変更され、特許権者に対する保護がより強固なものとなった。

台湾では、特許とともに実用新案もよく利用されており、特許出願件数に対してその半分の件数にあたる実用新案が出願されている。実用新案は形式審査であり、無効審判において実用新案を無効にすることがよく行われている。

2008年～2013年までの智慧財産法院の第一審専利訴訟判決のうち、実用新案訴訟は約72%を占めており、台湾ではかなり実用新案が活用されている。実用新案権を行使する際には、台湾専利法上、技術評価書を提出して警告しなければ実用新案権者は損害賠償責任を負う可能性がある（専利法116、117条）。これに対し中国専利法にはこの要求がなく、技術評価書の提出は訴訟提起または損害賠償請求の前提条件とはなっておらず、この点、異なっている。また、台湾では実用新案の進歩性に対して引用される先行文献の数は特に制限がない。

### 3) 先使用権

2014年1月までの訴訟において先使用権の主張は26件（認容22件、不認容3件、終局判決無し1件）であるが、先使用権の主張が裁判で判断されたかは不明である。

実務上よく採用される証拠は、製品の販売を示す統一發票（日本の領収書に相当）、出荷伝票、設計図（完成日付けあり）、製品カタログ、関連設備の購入に係る統一發票又は伝票、内部企画書（日付けあり）、第三者に販売した製品等

であり、これらの証拠を確実に保存することが望ましい。

2013年1月の法改正により、国内での「使用」を「実施」に改めることで、専利権者の出願前に「製造、販売、販売の申し出、輸入」などの行為に従事していたものもすべて先使用権を主張することができるようになった。日本から台湾に輸出し、台湾子会社、現地法人又は代理店がすでに販売していたのであれば、訴訟において先使用権を主張出来ると考えられる。

日本企業は、自らの研究開発に関連する資料の保存のほか、現地関連企業と協力業者に対しても製品の輸出及び販売に関する資料の保存を要求する必要がある。日常業務の中に、証拠保全の管理プログラムを組み込み、現地従業員に知財意識を持たせることが重要である。

#### 4) 訴訟

台湾とそれ以外の外国籍企業との係争事例のうち、日本と台湾の事例は2008年7月以降、全事例中の約33%である。

2008年に知財法院が設立されて以降、知財法院には技術審議官が配置され、当該技術審議官が裁判官を直接サポートする等、審理手続き及び裁判の質の向上と効率化が進んでいるため、権利者に有利な判断を下す傾向にある。

訴訟において、事前に証拠・資料について公証・認証を行わなければならないという規定はないが、証拠力を保つには、公証・認証を得ることが奨められる。但し、公証・認証が無い場合には、訴訟提起前に証拠保全を申し立てる、あるいは訴訟提起後は、裁判所への証拠調べ請求を申し立てることが出来る。

近年、特許権者側に配慮した結果、証拠保全について数年前まで約20%であった許可率が、現在では約40%（一部許可を含む）にまで高まっている。

#### 5) 水際措置

特許権侵害物品の税関での差押えは、従来の

裁判所の仮処分命令による場合のほか、2014年3月24日に公布された専利権侵害物品税関押収実施弁法によって、担保金を供託しての輸入品の差押えが可能となった。訪台時点では新法の適用事例は無いとのことであったが、知的財産権保護に対する積極的な姿勢がうかがえ、抑止効が期待できる。

以下は、商標権および著作権侵害物品の水際措置について述べる。

税関で差押えが行われた際には、権利者と貨物所有者（輸出入業者）に連絡され、権利者は、空輸による輸出の場合には4時間以内に、空輸による輸入又は海運による輸出入の場合には24時間以内に、指定税関に出頭して貨物を認定する必要がある。本手続きに期間延長などの救済制度は無く、制度変更の予定もないとのことである。認定の為に不出頭しない、又は、その後6日以内に侵害を証明しない場合、貨物は解放される。

日本企業に対する関務署のアドバイスと要望は、①現地に識別可能な代理人を置くこと、②外国市場への台湾からの侵害品についても関務署に積極的に通報すること、③関務署ウェブサイトのOnline Applicationに権利登録して情報提供する際は、文字での列挙の他、写真による比較（写真の角度も重要）、差異点の表など客観的に分かりやすい資料とすること、④通知を受けた場合は積極的に対応すること、である。

#### 6) まとめ

以上のように台湾での知的財産権取得の意義および制度の活用について、テーマごとに検討してきた。AEP・PPHを活用することにより、出願の早期権利化が可能である。近年の法改正により、実用新案、先使用権、税関での差押えなど知的財産を重視する改正がなされている。さらに訴訟においても証拠保全の許可率が高まるなど権利者の保護が図られている。このように台湾では知的財産を重視しており、日本企業

にとって台湾で知的財産権を取得する意義は更に増していると感じた。

### 3. おわりに

本研修は、短期間で中国・韓国・台湾を訪問するハードな日程ではあるが、一度の研修で複数の国／地域を訪れ、実情を横並びで比較できるという点で、実りの多い研修となった。また、時間の制約が多い中、各方面と調整頂いた現地事務所、事務局、及び快く研修団訪問を受け入れて頂いた関係機関の方々のご尽力もあり、成功裏に終わった。本報告が会員各社の参考になれば幸いである。

### 4. 団長講評

#### 1) 萩原恒昭団長 (中国・韓国)

昨年の4月から1年近くかけて実施してきたF3研修であるが、中国、韓国、台湾と回り、大きなトラブルもなく無事終了できたことに、団長としてまずは研修生の皆さんの熱心な取り組み、並びに担当していただいた人材育成委員と事務局メンバーの労をねぎらいたい。私は、残念ながら台湾には同行できなかったのであるが、中国と韓国では訪問先とのミーティングに参加し、一緒に勉強させていただいた。事前研修でしっかりと準備をしてきたこともあって、質疑も活発になされ、各国の知財法制とその実際を具体的に学ぶことができたのではないかと思う。ただ、残念であったのは、知財法院の設立準備等の理由で中国人民法院との面談が適わず、訪問先を変更せざるを得なかったことである。また、各国ごとに担当グループ分けしたところ、予想されたことではあるが、中国にメンバーが集中し、韓国・台湾は少人数で担当せねばならず、負荷が大きかったのではないか。次回以降のグループ分けに少なからず改善の必要性を感じた。

最後に、研修生にはこの経験を今後の実務に活かし、自社の発展、ひいては日本の持続的な成長の中核となってもらいたいと思う。

#### 2) 露木育夫団長代行 (台湾)

台湾グループは少人数であったが、活発な事前検討ができ、多岐に亘る質問の十分な準備ができていたので、訪問先との面談時の意見交換も充実でき、「備えあれば憂いなし」を実感できたと思う。

又、台湾のコーディネイト事務所の的確なご対応ご協力により、早めに訪問先等が決まったことも大きな成果に結び付いたと考える。

各訪問先については、本F3海外研修団として何度か訪問している所もあるが、全般的にJIPAに対して非常に好意的であり、スムーズに研修が実施できたと考える。

特に個人的には、智慧財産局や智慧財産法院等の方々とは以前より面識があり、大変和やかに質疑応答意見交換の面談が進められたと考える。

台北は、気候的には、最初の訪問先の北京やソウルと違い、暖かくと言うよりも暑い陽気であり、開放的な雰囲気であった。本研修を締めくくる訪問先としては最適であったと思う。

### 注 記

- 1) 日本貿易振興機構，韓国「基本情報・統計」，<http://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/#basic> (参照日：2014. 10. 1)
- 2) 特許庁，特許行政年次報告書2014年版，pp.281～285 (2014)
- 3) 日本貿易振興機構，[特許庁委託] 韓国企業の技術動向調査 (サムスン電子，LG電子編)，pp.24～27，113～116 (2013. 3/2013. 9改定)
- 4) 特許庁，特許行政年次報告書2014年版，p.286 (2014)
- 5) 日本貿易振興機構，[特許庁委託] 特許侵害対応マニュアル 韓国編，pp.45～48 (2013)

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 5. 研修日程及び研修参加者

表1 2014年度 (F3) 研修日程及び研修参加者

### 【研修日程】

研修	回	開催日	研修内容等
事前研修	1	4/24	研修ガイダンス, 係決め, テーマアイデア出し
	2	5/22	現地の現状講義, 経験者談, テーマ選定
	3	7/3	経験者談, 訪問先選定, 質問事項アイデア出し
	4	8/26	訪問先決定, 質問事項整理
	5	9/25	現地研修の最終確認
現地研修 10/22~11/1	1	10/22	(中国) JETRO北京センター
	2	10/23	(中国) LENOVO北京本部, SIPO, 北京林達劉知識産権代理事務所
	3	10/24	(中国) 清華大学, CTEX, 北京集佳知識産権代理有限公司
	4	10/27	(韓国) 特許法院, KIPO, JETROソウルセンター/ソウルジャパクラブ/韓国IPG, 金・張法律事務所
	5	10/28	(韓国) ソウル高等法院, YOU ME特許法人
	6	10/29	(台湾) 将群智権事務所
	7	10/30	(台湾) 經濟部智慧財産局, 智慧財産法院, 理律法律事務所
	8	10/31	(台湾) 交流協会, 財政部関務署, 台湾国際専利法律事務所
事後研修	1	11/27	まとめ (現地研修感想, 成果報告の役割分担確認)
	2	1/23	まとめ (会誌原稿修正, 成果報告会準備)
	3	2/13,14	総まとめ (最終成果報告会, 会誌原稿最終確認)

この他に、中国Aグループ (3回)、中国Bグループ (3回)、韓国グループ (4回)、台湾グループ (4回) でそれぞれ個別研修を実施。

### 【研修参加者 (敬称略)】

	氏名 (会社名) (*は、グループリーダー)
団長	萩原 恒昭 (凸版印刷) : 中国・韓国 露木 育夫 (日本知的財産協会) : 台湾
中国Aグループ	滝 博嗣 (日産化学工業)*, 相坂 剛充 (味の素), 関根 章博 (第一三共), 尾形 英俊 (JX日鉱日石エネルギー), 西田 豊 (パナソニック), 日高 康昌 (旭化成), 佐々木 文子 (ソニー)
中国Bグループ	坂井 広義 (JFEスチール)*, 矢野 浩太郎 (矢野内外国特許事務所), 奥山 俊介 (帝人), 塚本 勝利 (日立建機), 石沢 遥平 (ケーヒン) 姫野 唯史 (三菱重工業), 牧野 留美 (トヨタテクニカルディベロップメント)
韓国グループ	大澤 満 (出光興産)*, 大和 信也 (不二製油)
台湾グループ	島谷 明子 (JNC)*, 藤本 雅則 (カネカ), 伊東 亜祐 (大塚製薬)
事務局	海野 祐一 (日本知的財産協会)

### 【人材育成委員会・事務局 (敬称略)】

片岡 一也 (ダイセル), 原田 茂樹 (富士通), 土屋 千尋 (サントリーホールディングス),  
中里 実 (日立製作所), 露木 育夫 (事務局), 海野 祐一 (事務局)

(原稿受領日 2015年3月16日)